下水道排除基準

項目		排除基準			特定事業場 排除量 ㎥／日 ∞ 50 30 10 0	特定事業場以外 排除量 ㎥／日 ∞ 50 30 10 0
処理困難項目	カドミウム及びその化合物	0.03	mg/ℓ	以下		
	シアン化合物	1	mg/ℓ	以下		
	有機燐化合物	1	mg/ℓ	以下		
	鉛及びその化合物	0.1	mg/ℓ	以下		
	六価クロム化合物	0.2	mg/ℓ	以下		
	砒素及びその化合物	0.1	mg/ℓ	以下		
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	mg/ℓ	以下		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと				
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/ℓ	以下		
	トリクロロエチレン	0.1	mg/ℓ	以下		
	テトラクロロエチレン	0.1	mg/ℓ	以下		
	ジクロロメタン	0.2	mg/ℓ	以下		
	四塩化炭素	0.02	mg/ℓ	以下		
	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/ℓ	以下		
	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/ℓ	以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/ℓ	以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/ℓ	以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/ℓ	以下		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/ℓ	以下		
	チウラム	0.06	mg/ℓ	以下		
	シマジン	0.03	mg/ℓ	以下		
	チオベンカルブ	0.2	mg/ℓ	以下		
	ベンゼン	0.1	mg/ℓ	以下		
	セレン及びその化合物	0.1	mg/ℓ	以下		
	ほう素及びその化合物	10	mg/ℓ	以下		
	ふっ素及びその化合物	8	mg/ℓ	以下		
	1,4-ジオキサン	0.5	mg/ℓ	以下		
	フェノール類	5	mg/ℓ	以下		
	銅及びその化合物	3	mg/ℓ	以下		
	亜鉛及びその化合物	2	mg/ℓ	以下		
	鉄及びその化合物（溶解性）	10	mg/ℓ	以下		
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10	mg/ℓ	以下		
	クロム及びその化合物	2	mg/ℓ	以下		
	ダイオキシン類	10	pg-TEQ/ℓ	以下		
処理可能項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 (125)	mg/ℓ	以下		
	生物化学的酸素要求量	600 (300)	mg/ℓ	以下	適用除外	適用除外
	浮遊物質量	600 (300)	mg/ℓ	以下		
	窒素含有量	240 (150)	mg/ℓ	以下		
	燐含有量	32 (20)	mg/ℓ	以下		
	水素イオン濃度	5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)				
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 鉱油類含有量	5	mg/ℓ	以下		
	動植物油脂類含有量	30	mg/ℓ	以下		
＊	温度	45 (40)	℃	以下		
	沃素消費量	220	mg/ℓ	以下		

＊：施設損傷項目

・ （ ）内の基準は、製造業又はガス供給業の用に供する施設であって、その施設から排出される汚水の量が終末処理場で処理される汚水の量の 1/4 以上であると認められる場合などで適用

・ 暫定基準等はお問い合わせください。

直罰基準

除害施設設置基準